

- 対象講座
  - ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
  - ・就業に結びつく可能性の高い講座で、国が定めるもの
  - ・その他、上記に準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座
- 支 給 額
 

対象教育訓練の受講のために支払った費用の60%に相当する額  
 ただし、その額が20万円を超える場合の支給額は20万円、  
 12,000円を超えない場合は給付金の支給は行いません。
- 手 続
  - (1) 講座受講の約1か月前までに、岐阜地域福祉事務所福祉課へ受講講座の指定申請を行う（対象講座の確認や、面談、書類審査を行います）。
 

※受講開始後はお受けできません。
  - (2) 指定を受けた教育訓練講座を受講。
  - (3) 受講終了日から30日以内に自立支援教育訓練給付金支給申請を行う。
 

※請求時においても、講座受講前と同様の要件を満たしていることが必要です。

●問い合わせ窓口 ● 岐阜地域福祉事務所 ☎ 272-1111（内線 3237）

## 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師や介護福祉士などの資格取得を目的に、1年以上養成機関等で修業する場合に、生活の負担の軽減をはかるため、訓練促進費等を支給します。

- 対象者
 

町内にお住まいの母子家庭の母、又は父子家庭の父で、次の全ての要件を満たす方。

  - ・児童扶養手当の支給を受けている方または同等の所得水準にある方
  - ・養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる方
  - ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- 対象資格(例)
 

看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士
- 支給額・
 

①高等職業訓練促進給付金

支給期間
 

【支 給 額】月額 70,500円（市町村民税の非課税者は10万円）  
 【支給期間】対象資格を取得するための修業期間（上限4年）  
 ※原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給します。

②高等職業訓練修了支援給付金

【支 給 額】月額 25,000円（市町村民税の非課税者は5万円）  
 【支給期間】修了後に支給
- 手 続
 

給付を希望する方は、養成期間での修業開始前に必ず岐阜県地域福祉事務所福祉課において、事前相談を受け、手続方法について説明を受けてください。

●問い合わせ窓口 ● 岐阜地域福祉事務所 ☎ 272-1111（内線 3237）